

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 亀岡市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	94.3	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.9	%
全職員	99.9	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	101.0	%
本庁課長相当職	97.8	%
本庁課長補佐相当職	97.6	%
本庁係長相当職	93.3	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	96.7	%
31～35年	95.0	%
26～30年	92.5	%
21～25年	85.6	%
16～20年	93.6	%
11～15年	98.1	%
6～10年	88.0	%
1～5年	101.9	%

【説明欄】

1. 任期の定めのない常勤職員以外の職員の給与差異が大きくなっているのは、会計年度任用職員のうち、長時間勤務職員の割合が女性の方が多いため、人事院勧告による給与改定の影響を大きく受けた。

2. (2) 勤続年数別の21～25年で男女の給与の差異が大きくなっているのは、市立病院の病院管理者及び医療職の部長が該当職員にあり、男性の平均給与額を大きく引き上げているため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。